二(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町岩立字桝水高原四の四三から四の四五まで、四の四八、一二の二二一から一二の二二三まで、一二の二二六
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
三(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字平七谷二一七の二三、二一七の二四（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
四(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市本高字下土居ノ一　四八六の二、四八七の一（次の図に示す部分に限る。）、四八七の二、四八七の三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県香美市物部町小浜字トヲミノ石七二六の五・七二六の六（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市龍江一八三二の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡売木村二六五三の九〇（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市上久堅七九七三の四・七九七四の六・七九七四の七・七九七四の一〇・七九七六の三・七九七六の一二・七九七六の一四・七九七六の一五・七九七八の八（以上九筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の九八（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大字小山字仏ノ本一五七五の六・一六一一の二・一六一六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町西水砂字穏田一四一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一四一七の五、一四一七の一一、字熊石一八一五の一、字宮丸二一五一の二、二一五三（次の図に示す部分に限る。）、二一五五、二一五六の三、二一五六の四、二一五七、二一五八の一、二一六〇の一・字一ツ木二一七六の一・二一九〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町明治字上山相三七一の一、三七一の二、三七一の六から三七一の八まで、三七一の一〇、三七一の一一、字山相五〇二の一、五〇二の四、五〇二の五、五〇二の六、五〇二の二、字南迫五二二の二、五二二の六から五二二の九まで、字ウドノ窪二六三六の一、美星町西水砂字一ツ木二一七六の一・二一九〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県中津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県中津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出